

別表 2

補助対象経費の区分

<p>新商品開発費</p>	<p>本事業の遂行のため必要な新商品開発時等に要する経費 ※ 本事業の遂行のため必要な新商品開発時に必要となる資材（原材料）費用及び検査に要する経費を対象とし、補助事業に係る自社の人件費は補助対象外とします。</p>
<p>調査経費</p>	<p>本事業遂行のために必要な新商品開発時等のマーケット等の調査に要する経費 ※ 事前の市場調査、原材料の現地調査等に要する経費とし、補助事業に係る自社の人件費は補助対象外とします。</p>
<p>機械導入費</p>	<p>本事業遂行のために必要な機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費 ※ 1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機器及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象です。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は対象になりません。 ※ 2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業実施期間中に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業実施期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業実施期間分が対象となります。 ※ 3 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。</p>
<p>包装資材費</p>	<p>本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費 ※ 包装資材更新は旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の2ヶ月分の相当量のいずれか低い方の経費とします。</p>
<p>デザイン作成費</p>	<p>本事業遂行のために必要な包装資材の設計（デザイン）に要する経費 ※ 外注（請負、委託等）する場合は、外注先との書面による契約の締結が必要です。</p>
<p>新商品 PR 費</p>	<p>本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告（パンフレット、動画、写真等）の作成及び媒体掲載、展示会出展（海外展示会を含む）、セミナー開催、市場調査、営業代行利用、マーケティングツール活用等 PR に係る経費 ※ 1 補助事業以外の自社の製品・サービス等の広告や会社全体の PR 広告に関する経費は対象外です。 ※ 2 補助事業実施期間内に広告が使用・掲載されること、展示会が開催されることが必要です。</p>

<p>市販段階における原材料費</p> <p>※取組 A 食品原材料の切替を伴う新商品等開発事業のみ</p>	<p>本事業の遂行のため必要な市販段階における販売促進期間の原材料に要する経費</p> <p>※1 価格が高騰している輸入小麦から国産小麦や米又はこれらの加工品に切り替えた場合であって、開発した新商品を販売する場合の原材料費を補助対象とします。それ以外の食品原材料は補助対象外となります。</p> <p>※2 販売促進期間は2ヶ月間とします。</p> <p>※3 切り替え後の食品原材料の使用量が切り換え前より上回る場合に補助対象とします。</p> <p>※4 切り替えにあたっては切り替えた差分のみ補助対象とします。切替える量に補助条件はありません。</p>
--	--

補助対象にならない経費

- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ フランチャイズ加盟料
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 販売する商品の原材料費（別表1取組A「食品原材料を切替えた新商品等の生産・販売（価格転嫁に見合う付加価値の高い新商品の開発を含む。）の取組」を除く）、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等会費
- ・ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ・ 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両（事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く）、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具等）の購入費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
 - ・ 事業に係る自社の人件費、旅費（別表2補助対象経費の区分に掲げる調査経費を除く）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費